

第7回

議会議員・農業委員会の委員の 定数及び任期等の取扱い小委員会

会議資料



日時：平成20年9月6日（土）午後1時30分から
場所：小林市役所4階大会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第7回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 会 議 次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 小委員会の運営について

(1) 公開・非公開について

(2) 会議録署名委員の指名

4 協 議

(1) 議会議員の定数及び任期等について

5 その他

6 閉 会

< 目 次 >

- ① 第7回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会
会議次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ② 会議資料目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- ③ 協議 (1) 議会議員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 3
- ④ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

協 議

(1) 議会議員の定数及び任期等について

① 前回までの確認事項

- 合併後最初に行われる一般選挙における議員定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。
- 合併後最初に行われる一般選挙は、新市全域で1選挙区とする。
- 合併後最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第5項の規定を適用しない。
（合併時の特例適用以降の、2回目の定数特例は適用しない。）
- 議会議員の報酬等は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。

② 協議事項

- 合併時の特例（定数特例・在任特例）の適用について

①定数特例の適用の場合

（案）

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項及び第3項の規定により、小林市の議会議員の残任期間に相当する期間に限り、小林市の議会議員の定数24人に、高原町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数6人、野尻町の区域に設けられる選挙区の議会議員の定数5人を加え35人とする。

なお、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、高原町の区域を選挙区とする増員選挙（定数6）及び野尻町の区域を選挙区とする増員選挙（定数5）を実施するものとする。

②在任特例の適用の場合

（案）

高原町及び野尻町の議会議員は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第9条第1項第2号の規定を適用し、小林市の議会議員の残任期間に限り、小林市の議会議員として在任する。

その他